

論文内容の要旨

近年、日本では、ブドウ品種の「シャインマスカット」、あるいは、イチゴ品種の「とちおとめ」等に代表される高品質な優良品種の海外への流出が問題となっており、国外も含めた植物品種の知的財産としての保護に関心が高まっている。植物品種を知的財産として保護する制度としては、種苗法に基づく「育成者権」がある。また、新規性、進歩性等の要件を充足することで「特許権」による保護も可能である。一方で、植物の性質上、いったん新品種が育成されるとこれを第三者が増殖することは容易であり、また、育成者権によって保護していたとしても、侵害の監視や差止等の権利行使は育成者権者が自ら行わなければならない。こうした海外への品種登録出願や監視にはコストがかかるため、多くの公設試験場や大学は海外での育成者権の取得に消極的である。また、知的財産は、有効に活用されてこそ、その価値が実現されるものである。すなわち活用が収益をもたらし、新たな創造を引き出すのであり、したがって活用のための保護を思考することが重要である。

これまで、農業分野における知的財産に関する研究は、種苗法や植物新品種保護条約（Union International pour la Protection des Obtentions Vegetales: UPOV 条約）等の制度分析に代表されるように、主として知財としての保護を射程としたものであり、それらも個別法制度の運用や制定に至る過程等を内容としたものが多く、品種保護の視点から現行制度を横断的に比較し、課題にまで踏み込んだ研究は多くはない。また、活用の面では、海外ではリングのクラブ制等についての報告が複数あり、育成者権と商標権の重要性が指摘されているが、それらの権利の活用について、実態面まで踏み込んだ調査はされていない。さらに、植物品種を「創造」、「保護」、「活用」の知財マネジメントの視点から分析した研究は国内外においてもほとんど見られない。これは、従来から、植物品種を含めた農業分野に関わる知財については、地域の共有財産とみなされる傾向が強く、農業関係者の知財への意識も必ずしも高くなかったことに依ると考えられる。近年、農業経営や農業組織、地域農業を研究対象とする農業経営学の研究領域では、農業分野における知財活用について、先駆的な研究も登場しているものの、有効性を十分に検証したものとはなっておらず、研究の蓄積も非常に少ない。これは、従来の農業経営学では、マーケティングやブランド化による農産物の付加価値向上などに研究の重点が置かれ、知的財産の保護や活用によって市場における競争優位を高めるといった視点が乏しかったこと、また農業分野における知的財産に関する取組みの歴史が浅く研究対象となる事例が少なかったこと、等が要因として考えられる。一方で、グローバル市場の進展、農業への企業参入の増加など農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業経営や地域の取組みも多様化しているなかで、農業分野においても企業経営者と呼ぶべき人々が育ってきている。また、知財を経営に活用した先駆的な取組事例も出現している。このように日本の高品質な農産物が海外で注目され、農産物の輸出も拡大しているなかで、今後は、農業分野においても他産業と同様に適切な知財マネジメントが求められる。

以上の問題意識から、本研究は、①現行諸制度において植物品種の違法増殖や違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにするとともに、改善点等を提示し、②これらから識別される問題を踏まえて、植物品種を知的財産として「保護」、「活用」するための知財マネジメントを提示する、ことを目的とする。これらを達成するため、第1に、制度面での検討では、運用を含めた現行制度や侵害訴訟の判例を分析した。また第2に、知財マネジメントの検討では、関係者へのヒアリング調査に加え、農林水産省や世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）等が提供する各種データベースから得られたデータを分析した。ここで分析のフレームワークとして、政府の『知的財産戦略大綱』（2002年、知的財産戦略会議）において示されている「知的創造サイクル」モデルを採用した。

その結果、①については、特許権は保護の多面性、権利範囲の広さ等の観点から育成者権よりも利用上の優位性がある一方で、交配、選抜等の伝統的な育種方法により作出された植物は、特許要件（進歩性等）を充足するのが困難な場合が多いこと、また、法制度上は特許権と育成者権での複合的な保護も可能であるが、特許権で保護される「植物」と育成者権で保護される「品種」は、保護客体が近似しており、このような複合的な保護は、権利範囲を質的に大きく拡大させるものではないことを指摘した。また、現状においては、育成した品種は、国内のみではなく、栽培適性や嗜好性等から、増殖のおそれのある国には品種登録出願することで知的財産としての「保護」を図る必要があること、また種苗法においては現物主義の修正が必要であり、そのためにも、特性表

の表記について検討が必要であること、さらに過誤登録の防止、権利の早期安定化の観点から利害関係人による請求制度について検討する必要があることなどを示した。

②については、育成者権と商標権の複合的な保護の意義を確認するとともに、無断増殖が問題となりやすい栄養繁殖植物であるリンゴ、イチゴ、花卉（リンドウ）を事例として取り上げ分析した。その結果、リンゴ品種の「Cripps Pink」は、品種名称である「Cripps Pink」とは別に商標「PINK LADY」として商標登録し、「Cripps Pink」の育成者権が存続期間満了で消滅した後も、商標にブランド力を蓄積し、顧客吸引力を発揮させることで市場支配力を維持することに成功していることを明らかにした。同様に、リンゴ品種の「シナノゴールド」は、品種名称である「シナノゴールド」とは別に商標「yello」として商標登録し、海外においては育成者権を取得していないが、商標によって生産量や品質をコントロールしていることに特徴があることを明らかにした。また、イチゴ品種の「よつぼし」は、海外における育成者権を公募により選定した企業にライセンスすることで、育成者権者は費用負担なく海外に品種登録し、権利侵害を防止するとともに、こうしたビジネスモデルは植物検疫等により生果の輸出ができない国における海外生産を可能とし、そこからロイヤリティーを取得できる可能性があることを示した。一方で、イチゴ品種の「栃木 i27 号」は、海外展開はしていないが、国内では商標の管理要領を公開し、商標の使用を希望する加工業者には使用料を無償とすることで、「スカイベリー」の利用機会の拡大を図っていることに特徴があることを明らかにした。さらに、八幡平市のリンドウ品種は、海外において育成者権を取得し、日本とは季節が異なる南半球諸国に育成者権を許諾することで、海外市場において競合することなく海外の生産拠点から EU および米国にリンドウを輸出しロイヤリティーを獲得していることに特徴があることを明らかにし、年間を通じて収穫物を安定供給させることにより、大手小売業に対する価格交渉力を高める可能性があることを示した。

以上の結果から、工業製品と同様に植物品種についても、「創造」、「保護」、「活用」の視点から「知的創造サイクル」を効果的に回していくことが重要であるが、一方で、植物品種は、権限のない第三者による増殖が容易であり特許権による保護が困難なこと、また他の知的財産権とは違って保護客体が有体物であること等から、知的財産権の複合的な保護戦略、商標権の活用戦略など、多様な知財マネジメントが求められることを示した。特に「保護」の面では、植物の繁殖形態の違いによる品種出願戦略等を実行することが重要であることを示した。また、栄養繁殖植物は、繁殖効率が悪くても容易にクローン作出が可能で種苗や収穫物が種子繁殖植物よりも高額になることから、違法増殖を抑えるためにも、育成者権と商標権の複合的な保護について検討する必要があることを示した。一方で「活用」の面では、育成者権等のライセンス戦略の重要性を示した。さらに、プロダクトライフサイクルの視点から知財マネジメントのモデルを提示し、育成者権による保護を前提としつつ、商標権の活用の重要性を指摘し、長期にわたる商標の使用やその間のプロモーションにより商標のブランド価値が経時的に高まるが、その効果は、ライセンス交渉を有利に進める「活用」の面だけではなく、育成者権を取得していない国において違法栽培を抑止できる「保護」の面にもあることを示した。また、品種名称とは別の名称で商標を取得し、品種名称が高品質であると認知される前に、商標を高品質である農産物と認知させる戦略が重要であることを示した。

最後に、残された課題として、今後は、知財戦略に加えて経営面からの調査も行い、事業戦略としての評価を行う必要があること、「活用」の面については、研究の蓄積が乏しく、海外も含めた事例の収集・蓄積をさらに進め、品目ごとの知財戦略を明らかにする必要があることを提示した。